

Tax and Management

T&M通信

～税務と経営～

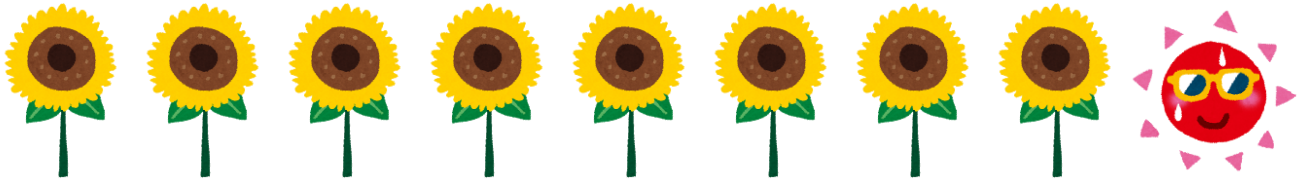
2018年8月号

今月の経営チェックポイント✓

- 8月、9月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 8月13日（月）～8月14日（火）当事務所はお盆休みとさせていただきます。

納税期限スケジュール

- 個人事業税の第1期分の納付は8月31日（金）までです。
- 個人住民税普通徴収税額第2期分の納付は8月31日（金）までです。



着眼点 「クリティカル・パスとは」

税理士 田中 彰

8月になりました。夏真っ盛りです。前月から異常な猛暑が続いていますので、熱中症には注意され健康を維持して頂きますようお願いいたします。私は先月末の一週間、目の手術のため京大病院に入院していました。病院内は涼しくて快適でしたが、皆様には不在中ご迷惑をかけました。お陰様で無事仕事に復帰することができました。

今回は私が入院中に実感した、京大病院の業務や経営管理についてお話させていただきます。まず目にしたのは、かつての病院のイメージとは全く違う非常に明るくて綺麗な施設群でした。私が入院していた南棟8階の病室は京都の街が一望でき、絶景スポットでした。他には中央棟や北棟、西棟など立ち並ぶ病棟の中に積貞棟という聞き慣れない立派な棟がありました。これは「がん拠点の施設に」との思いから元任天堂の山内溥氏が寄付され建設された病棟でした。山内氏の祖父母の名前から「積貞棟」と名付けられたそうです。

「ヒヤリハット」を業務安全に活かす

また、「ヒヤリハット」事例を活かした事故防止への取組みがありました。入院中は患者番号や名前が入ったリストバンドを着け、そこにはバーコードがあり日々の検温や血圧のデータはコードにより瞬時に機械に記録され、転記ミスが起きないシステムでした。診断や検査室に入る度に名前の確認をし、手術を受ける方の名前を口頭で確認後さらにシールを貼るなどミスが起きないように徹底されていると感じました。

クリティカル・パスについて

クリティカル・パスとは一般的に一連の仕事や一つのプロジェクトの完成を遅らせないように、過程において絶対に遅らすことができない仕事（工程）の組み合わせのことをいいます。従ってクリティカル・

パスでない工程をいくら短縮してもプロジェクト全体の短縮にはつながらない「重大な経路」の意味です。

国家プロジェクトとして医療費抑制が掲げられていますが、無駄を排し効率的に治療を行うためにも患者を初め医療従事者全員がこのクリティカル・パスを認識しないと上手くいきません。まず入院時に退院までの入院（治療）計画書が示されました。私の場合も退院まで計画通りでしたが、特別な場合を除き病室やベッドの空きを無くし患者を次々確保する経営の面からもこのような行動が重要になります。病院経営も大変です。

我が事務所経営も心して

このように病院を経営の面から見てみると幾つかの気づきがあります。中央棟には綺麗なコーヒースタッフやコンビニ・売店もあります。先ほどの積貞棟の最高級の病室は一泊 13 万円です。患者というお客様のニーズを意識した施設でしょうか。そして何よりも皆の対応が明るく親切です。各部門に対する満足度のアンケートもありました。その最後の質問は「この病院を選んで良かったですか」でした。私たちの事務所も同じ質問をした時「はい」と答えていただけるよう心しないといけなないと思います。

●相続登記に係る登録免許税の免税措置の創設について

今年の税制改正において、相続登記に対する登録免許税の免税措置が創設され、次の条件を満たす場合においては登録免許税が免税されることとなりました。

- ①個人が相続により土地の所有権を取得した場合において、その土地の所有権の移転登記を受けずに死亡し、その人の相続人等が平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税は課税されません。
- ②個人が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その土地が市街化区域外の土地で市町村の行政目的の為に相続登記の促進を図る必要があるとして法務大臣が指定する土地について、相続による移転登記時のその土地の価格が 10 万円以下である時は、その土地の所有権移転登記に係る登録免許税は課税されません。

(文責：田中 恵子)

●たばこ税の引き上げについて

平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日の 3 回、たばこ税が段階的に引き上げられます。1 本あたり 1 円の増税が 3 回で、最終的には 1 本あたり 3 円 (1 箱で 60 円) の増税となります。たばこ税が増税される背景には、医療費の増加による国・地方の厳しい財政状況があります。たばこ税の増税は「増税→たばこの消費量が減る→健康被害が減る→医療費も減る」このような構図で捉えられ、また、喫煙者もかなり減っていることから増税に反対する国民も少なく、増税しやすい税といえるかもしれません。現在日本では、たばこの小売価格の半分強がたばこ税です。このようなたばこ税の増税の流れは世界的にも進んでおり、世界保健機構 (WHO) は価格の 75%相当にするよう提言しています。

世界にはたばこ税が高いためにたばこが 1 箱 2,000 円近くする国や、肥満による健康被害を招く食品に課税する『肥満税』がある国などが既にあります。根拠のない想像ですが、マイナンバー等の個人情報を管理するシステムの普及と相まって、各個人の『健康』『趣味嗜好』などいろいろな指標に基づいて税負担を求められる日が来るかも・・・?などと、ふと考えたりしています。

(文責：田中 ひとみ)